

令和 6 年度東京都税制調査会 第 2 回小委員会

【テーマ 1】

税務行政の持続可能性と税制・税務事務の在り方

令和 6 年 7 月 5 日

「税務行政の持続可能性と税制・税務事務の在り方」 目次

資料名	頁
「税務行政の持続可能性と税制・税務事務の在り方」に関する論点及び検討項目	1
全国の生産年齢人口（15～64歳）の推移・推計	2
地方公共団体の職員数及び税務職員数の推移	3
税務行政を持続可能なものとするための方策	4
租税原則における簡素の位置づけ	5
税の三原則とその関係性について	6
簡素化の具体的な検討	7
地方税の課税方式の特徴：賦課課税	8
【固定資産税（家屋）】評価方法の現状と課題	9
【固定資産税（家屋）】（参考）部分別評価の仕組み	10
【固定資産税（家屋）】東京都税制調査会報告と国への提案要求	11
【固定資産税（家屋）】評価方法・課税方式の見直し	12
【個人事業税】認定業務の現状と課題	13
【個人事業税】東京都税制調査会報告	14
【個人事業税】国への提案要求（東京都・九都県市・全国知事会）	15
【個人事業税】認定業務の見直し	16
【個人事業税】認定業務の流れ	17
【個人事業税】（参考）法定業種	18
【個人事業税】（参考）事業の定義及び事業者の規模	19
【個人住民税】課税方式の見直し	20

論点

生産年齢人口が減少する中、税務行政を持続可能なものとするために、税制・税務事務はどうあるべきか。

<検討項目>

① 税務行政を持続可能なものとするための方策

－これまで実施した方策と今後の方向性

② 税の三原則「公平」「中立」「簡素」のバランスの在り方及び「簡素」の位置づけ

③ 地方税の課税の在り方

－賦課課税方式と申告納付方式

④ 税制・税務事務の簡素化

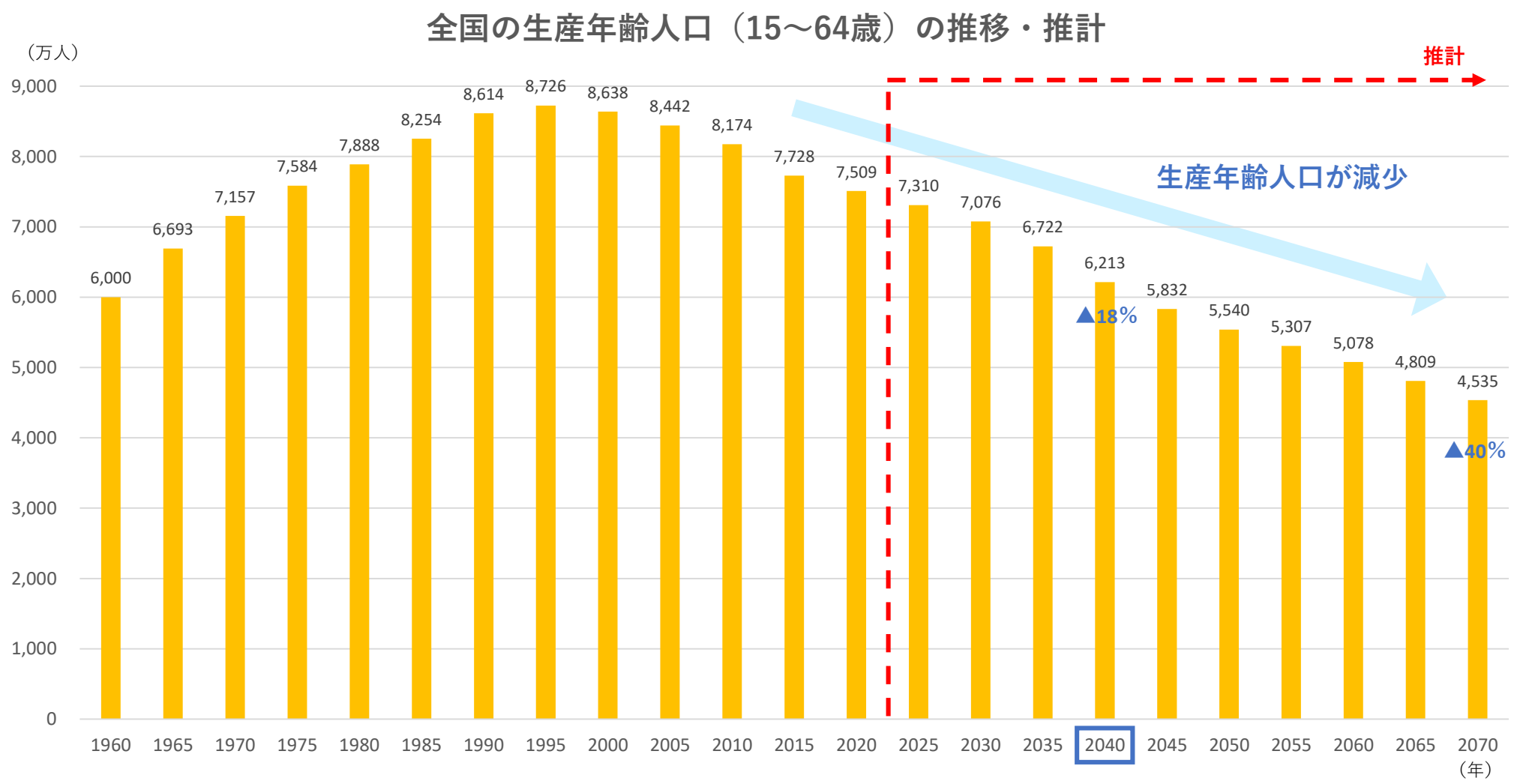
－固定資産税（家屋）の評価方法と課税方式の見直し

－個人事業税の認定業務と課税方式の見直し

－個人住民税の課税方式の見直し

全国の生産年齢人口（15～64歳）の推移・推計

■ 少子高齢化の進行により、我が国の生産年齢人口（15～64歳）は1995年をピークに減少している。団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年には、2020年比で18%減少する見込みであり、労働力不足の深刻化が懸念される。

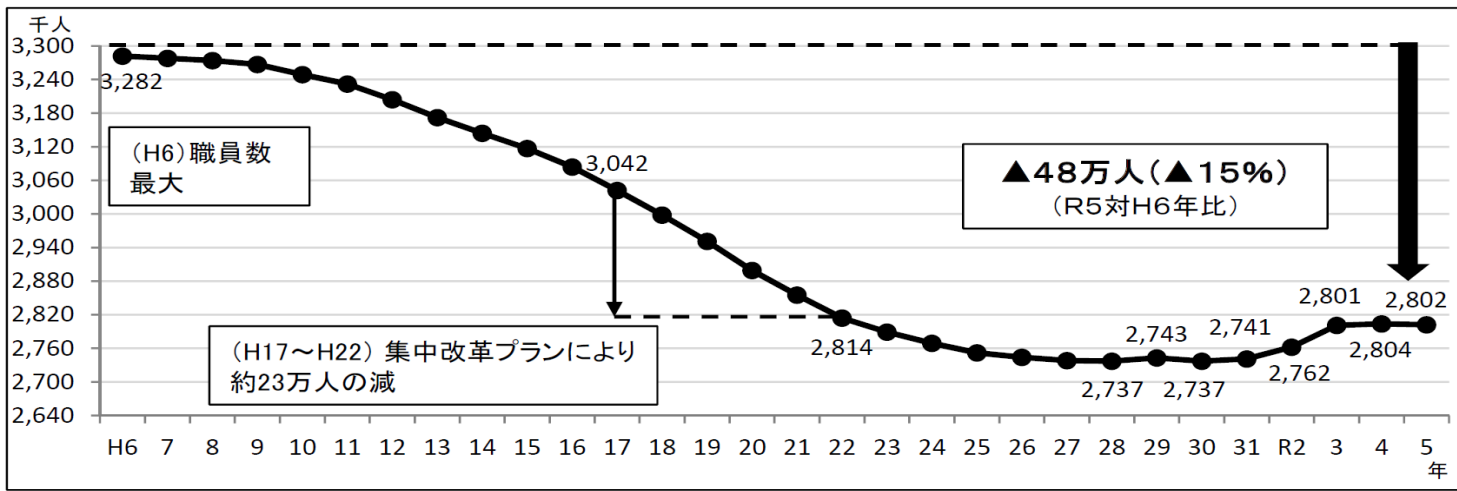


注 「令和5年版厚生労働白書」より作成
1960～1970年の人口は総務省「国勢調査」、1975～2015年の人口は総務省「国勢調査」（年齢不詳の人口を各歳別にあん分した人口）、
2020年の人口は総務省「国勢調査」（不詳補完値）、2025年以降の人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

2

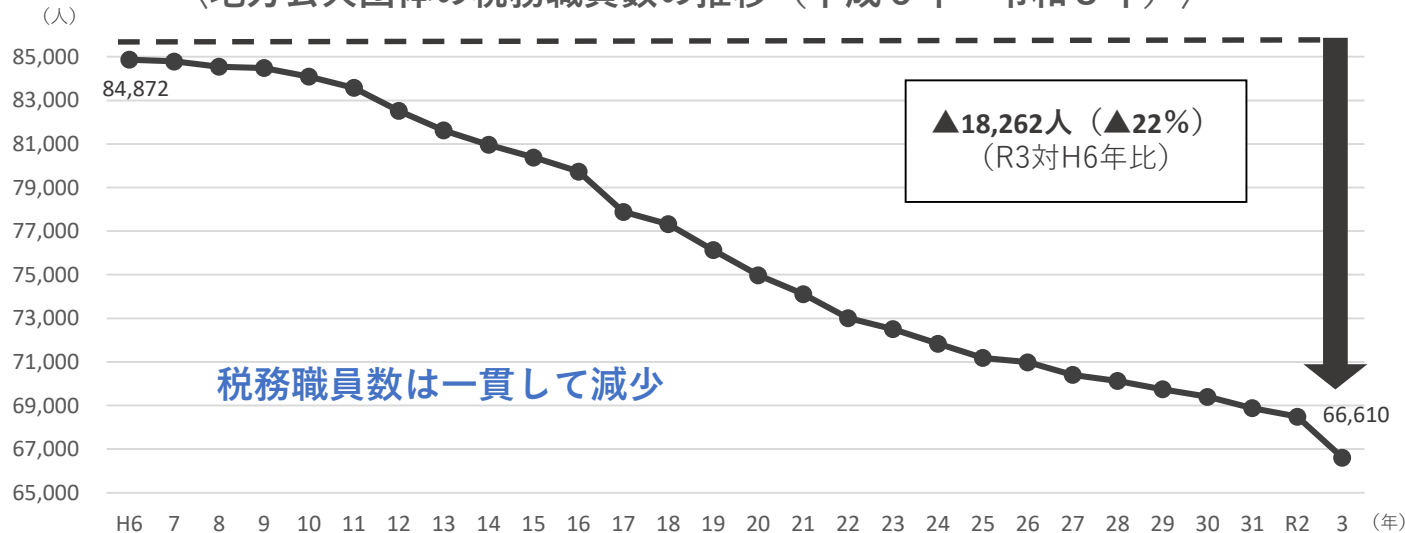
地方公共団体の職員数及び税務職員数の推移

〈地方公共団体の職員数の推移（平成6年～令和5年）〉



注 総務省「令和5年地方公共団体定員管理調査結果の概要」より抜粋

〈地方公共団体の税務職員数の推移（平成6年～令和3年）〉



注 (一財) 地方財務協会「令和5年地方税関係資料ハンドブック (月刊『地方税』別冊)」より作成

■ 地方公共団体の税務職員数は減少傾向が続いている。今後生産年齢人口の減少が見込まれる中、税務職員数の伸びは期待できない。そのような中で、税務行政を持続可能なものとするためには、税制・税務事務の在り方の見直しは急務である。

■ これまでの主な方策

外部委託の推進

- 公権力の行使に当たらない事実行為
 - ・ 納税推進業務（納税催告）など

税務事務の電算化

- 税務基幹システムの構築

組織再編

- ブロック化
など

■ 今後の方向性

税務事務のデジタル化

- デジタル化を活用したBPRの推進
 - ・ 税務基幹システムの再構築
 - ・ バックオフィス連携の推進
 - ・ 納税のキャッシュレス化
 - ・ AIの活用

事務の共同化

- 小規模自治体等における事務の共同化（一部事務組合や広域連合）など

税制の簡素化

- 行政側の事務コストを抑える
- 納税者にとってわかりやすい仕組みとし、納税者主体の税務事務へ

▶ 検討項目①

今後の方向性としてこういった方策が考えられるか。また、方策の実施に当たり留意すべき点はあるか。

租税原則における簡素の位置づけ

■ 税務行政を持続可能なものとするためには、租税原則のうち、「簡素」が重要な視点となる。

	アダム・スミス	ワグナー	マスグレイブ
公平	公平	【公正の原則】 - 課税の普遍性 - 課税の公平性	税負担の配分の公平
中立		【国民経済上の原則】 - 税源選択の妥当性 - 税種選択の妥当性	- 効率的な市場の経済決定に対する干渉の最小化 - 投資促進などの租税政策による租税体系の公平侵害の最小化 - 租税構造と安定成長政策の調和
簡素	- 明確 - 便宜 - 徴税費最小	【税務行政上の原則】 - 明確 - 便宜 - 徴税費最小	- 明確性および非恣意性 - 徴税費および納税協力費の最小化
		【財政政策上の原則】 - 税収の十分性 - 税収の可動性	

注 佐藤進・伊東弘文「入門租税論〈改訂版〉」、神野直彦「財政学〔改訂版〕」より作成

■ 税制調査会「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」（令和5年6月）

税負担の「公平」

- ・ 水平的公平…経済力が同等の人々は等しく負担すべき
- ・ 垂直的公平…大きな経済力を持つ人はより多く負担すべき
- ・ 世代間の公平…①現在世代の中の現役世代（勤労者）と引退した世代（退職者）とのバランス
②現在世代と将来世代との世代を超えたバランス

納税者の選択への「中立」

租税制度が職業選択、資産移転、企業立地などの納税者の選択を歪めないようにすること

制度の「簡素」

税制を理解しやすいものにし、国民の納税手続の負担を軽減することに加え、税務当局の徴収コストを抑え、租税回避行動を誘発しないようにすること

▶ 租税が、必ずしも反対給付による受益が明確なものではなく、また、国民一人ひとりの納得感の下に成立するものであるため、税制に対する国民の信頼の基礎として「公平」が最も重要

▶ 「公平・中立・簡素」は、相互に重なり合う部分もあるとともに、常に全てが同時に満たされるとは限らず、いずれか一つの原則を重視すれば、他の原則をある程度犠牲にせざるを得ないというトレード・オフの関係にある場合もある

▶ 検討項目②

税の三原則「公平・中立・簡素」のバランスの在り方及び「簡素」の位置づけについてどう考えるか。

課税方式の見直し

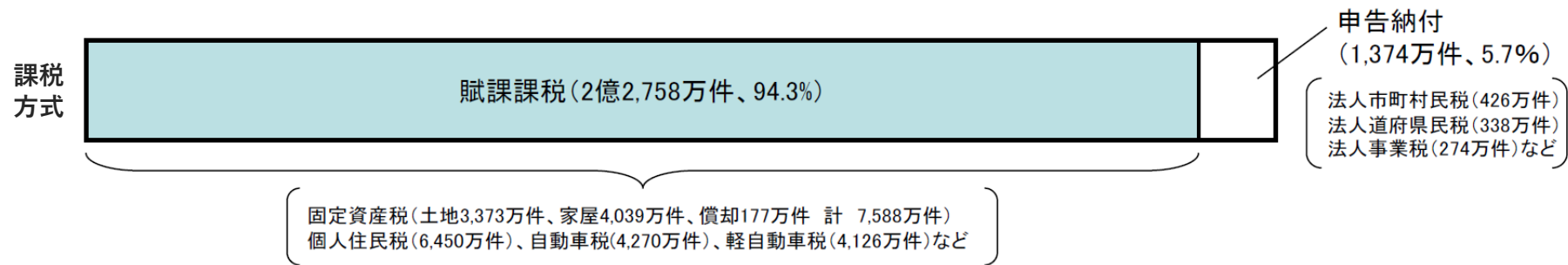
- 賦課課税方式中心の現状と申告納付方式の検討

個別税目における見直し

- 固定資産税（家屋）の評価方法と課税方式の見直し
 - ・ 複雑で精緻な家屋評価方法の見直し
 - ・ 評価方法の見直しと合わせた申告納付方式の検討
- 個人事業税の認定業務と課税方式の見直し
 - ・ 「業種認定」の廃止と「事業認定」の簡略化
 - ・ 認定業務の見直しに伴う申告納付方式の検討
- 個人住民税の課税方式の見直し
 - ・ 申告納付方式の検討（現年課税化に係る検討案）

地方税の課税方式の特徴：賦課課税

- 地方税は、全体の課税件数のうち、賦課課税が9割以上を占める。
 - 賦課課税：課税庁（市町村、都道府県）が、課税対象について調査（固定資産税の評価なども含む）し、税額を決定し、納税者に通知することで課税するもの
 - 申告納付：納税者が、納付すべき税額などについて申告し、あわせてその申告に係る税を納付するもの



(注) 1. 賦課課税には、個人住民税特別徴収(税の徴収について便宜を有する者(給与支払者等)を特別徴収義務者とし、その者に納税者から税金を徴収させ、税を納入させるもの)によって徴収するものが5,396万件(22.4%)存在する。
2. 令和4年度課税状況調などのデータを踏まえて推計している(地方消費税、法定外税については、含まない)。
3. 固定資産税は、免税点以上の納税義務者数を課税件数とした。
4. 申告納付には、特別徴収義務者に申告納入させる税目を含む。なお、利子割・配当割・株式等譲渡所得割については、納入申告書数を課税件数とした。

注 税制調査会（2024年6月4日）第3回資料「地方税における税務手続のデジタル化」より作成

- 地方税の課税件数の内訳は、**固定資産税（7,588万件）**や、**個人住民税（6,450万件）**などが多くを占める。
- **賦課課税方式は**、納税者からの申告が不要であることから、**納税者にとって便宜的な面もある**。一方で、**課税庁にとっては**、一件ごとに調査し税額を決定する必要があることから、**負担が大きい**という面もある。

- ▶ **検討項目③**
 - 地方税と賦課課税方式の関係をどう考えるか。
 - 複雑な税制（課税の仕組み）を見直した上、賦課課税方式を申告納付方式に変更することで、納税者にも理解しやすい仕組み、納税者意識の涵養とともに、課税庁における税務事務の負担軽減を図ることは妥当か。

【固定資産税（家屋）】評価方法の現状と課題

- 固定資産税（土地・家屋・償却資産）は地方税の基幹税目であり、賦課課税方式による課税件数としても多い。
- そのなかでも**家屋の課税件数が4,039万件と一番多い**ことも踏まえ、家屋評価方法に着目をし、税制・税務事務の簡素化の方向性を検討する。

○ 現行の家屋評価方法

- 「再建築価格」及び「経年減点補正率」等に応じて、評価額を算定

※再建築価格＝評価対象家屋と同一の家屋を、評価時点においてその場所に新築する場合に必要とされる建築費

※経年減点補正率＝建築後の年数の経過に応じて生じる減価を基礎として定めた率



再建築価格方式

① 部分別評価

評価対象**家屋を構成する各部分**（屋根・外壁・柱など）について、使用される建築資材の種別・品等、施工量、施工の程度を細かく把握し、評価基準に規定された項目に当てはめて、再建築費評点数を算出する方法

② 比準評価

評価対象家屋と標準家屋（**同一市町村内**にある家屋を、構造や規模等の別に区分し、区分ごとに定めた**標準とすべき家屋**）との各部分別の使用資材、施工量等の**相違を考慮**して、再建築費評点数を算出する方法

○ 再建築価格方式の課題

- 部分別評価の仕組みが複雑であり、**市町村からは「事務が繁雑である」、納税者からは「評価のしくみが分かりにくい」との声**がある。
- 部分別評価は、評価者に建築構法や建築資材に関する一定の**知識が必要とされる**こと、及び再建築費評点数の算出において家屋の構成資材や施工量等を**個々に把握して積算する必要がある**。
- **比準評価**は、標準家屋の選定作業や再建築費評点比準表の作成などが容易ではない。

注 （一財）資産評価システム研究センター「令和6年度 固定資産税関係資料集Ⅰ－総括的資料編－」、「固定資産税制度に関する調査研究」（平成28年3月）、東京都主税局「固定資産評価に関する検討会」報告書（平成29年4月）より作成

【固定資産税（家屋）】（参考）部分別評価の仕組み

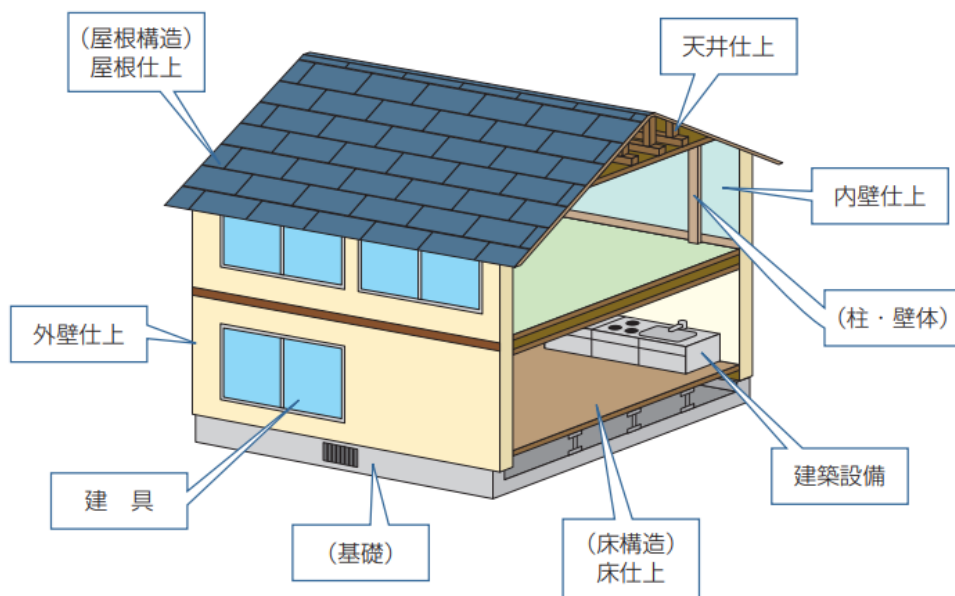
■ 各部分別に再建築評点数を算出し、補正率等を乗じて評価を行う。

■ 各部分（木造家屋の場合）（非木造家屋は「⑪ 特殊設備」を含めた11区分）

「① 構造部（※）」、「② 外壁仕上」、「③ 内壁仕上」、「④ 床仕上」、「⑤ 天井仕上」、「⑥ 屋根仕上」、「⑦ 建具」、「⑧ 建築設備」、「⑨ 仮設工事」、「⑩ その他工事」

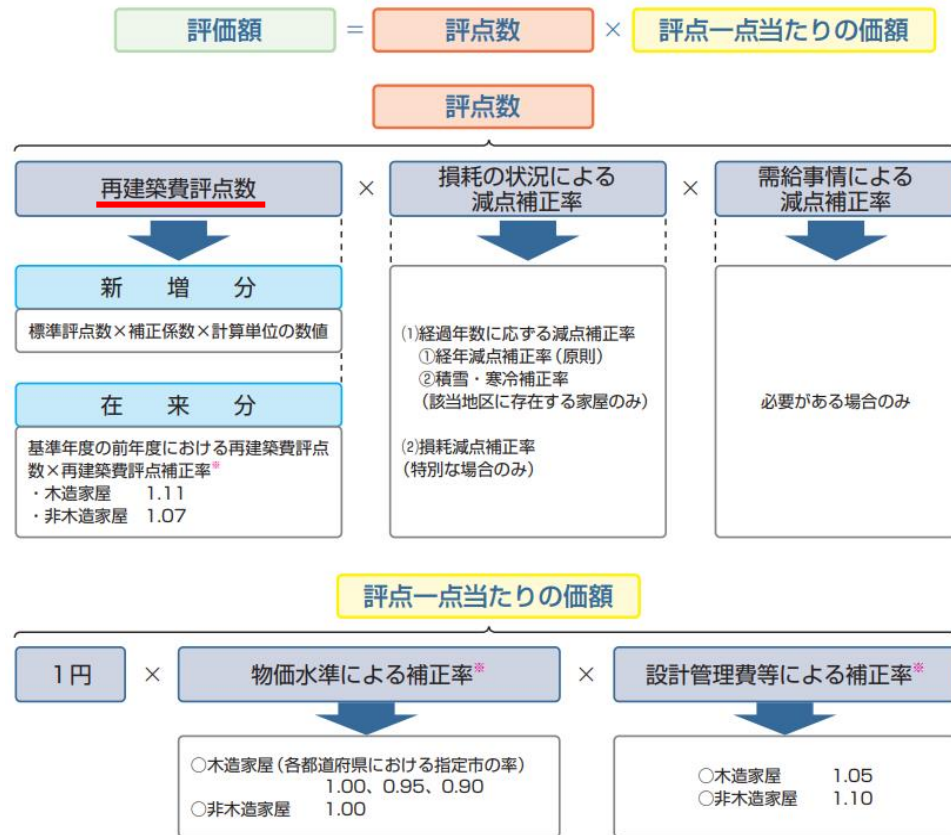
※「① 構造部」の内訳：主体構造部（柱・壁体、屋根構造、床構造）と基礎（及び非木造家屋は外周壁骨組、間仕切骨組含む）

部分別評価の各部分



仮設工事	→ 「みずもり」「やりかた」「水盛」、「遣方」、「墨出し」、「外部足場」、「保安用シート」、「養生費」、「竣工後清掃片付け費」等が対象です。
その他工事	→ 「雑工事」、「階段」、「バルコニー」、「床間」が対象です。

評価額の算定方法



※ 数値は、令和6年度の評価替えの際に用いられたものです。

令和 5 年度 東京都税制調査会報告

- 家屋の評価額は、再建築価格を基礎として算定しており、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築費）を算出し、これに経年減点補正率を乗じて得た価格を「適正な時価」としている。この再建築価格方式は、昭和 36 年固定資産評価制度調査会の答申において、公平で適正な方法として最も適当であるとされた。
- ただし、家屋評価の方法は、複雑で精緻すぎるため、納税者にとって分かりにくく、課税庁にとっても事務負担が大きいといった課題がある。そこで、迅速に評価でき、かつ、簡素で分かりやすい仕組みとする方向で、見直しに取り組む必要がある。

令和 7 年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求

- 家屋、とりわけ大規模な家屋の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、納税者に分かりやすい評価方法に見直すこと。あわせて、経年減点補正率の考え方について、現在の建築技術に即した考え方に見直すこと。

注 東京都主税局「令和 7 年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（主税局所管分抜粋）」（令和 6 年 6 月）より抜粋

【固定資産税（家屋）】評価方法・課税方式の見直し

広域的比準評価方式

- ・都道府県等の一定の地域内に所在する家屋を構造、程度、規模等の別に区分
- ・区分ごとに標準とすべき家屋を「標準家屋」として定め、比準して評価

▶ メリット

- ・部分別評価に比べ、評価が簡素化
- ・単独での導入が難しい中小規模の市町村で比準評価が可能に（標準家屋の設定等は共同実施等を想定）

▶ 課題

- ・部分別の積算でないため、精緻な評価を求める納税者には理解されにくい

m²単価方式

- ・基準となる家屋の床面積1 m²当たりの再建築費評点数を基準単価とする
- ・全国で共通の基準単価を適用
- ・補正率及び延べ床面積を乗じて評価

▶ メリット

- ・広域的比準評価よりも評価が簡素化
- ・国が基準単価を設定するため、全市町村で事務が軽減

▶ 課題

- ・全国统一の基準家屋を設定するため、地域差への対応が困難

取得価格方式

- ・事業用家屋について、申告された取得価格を基礎とする
- ・経過年数に応じた減価を考慮して評価

※取得価格 = 建物の建設又は購入費用 + 事業の用に供するために直接要した費用

▶ メリット

- ・納税者自らの申告に基づくため、納得感が得られやすい
- ・行政事務が効率化する

▶ 課題

- ・物価変動を評価額にどう反映するか
- ・事業用と非事業用で評価方法が異なる

注（一財）資産評価システム研究センター「家屋に関する調査研究委員会」報告書（平成17年度、平成21年度）、「固定資産税制度に関する調査研究委員会」報告書（平成17年度）、東京都主税局「固定資産評価に関する検討会報告書」（参考資料）より作成

より簡素な仕組み

▶ 検討項目④の1

- 上記の方式などを採用することによって評価額（適正な時価）を算出し、家屋評価事務の負担軽減を図ることは妥当か。
- 取得価格方式をベースに、取得価格（減価考慮）を課税標準とした申告納付方式へ見直しを図ることは妥当か。



○ 概要

■ 事業を行う個人に課税

- 事業とは、一般に営利又は対価の取得を目的として、自己の計算と危険において独立的に反復継続して行われる経済行為
- 事業性の判断に当たっては「反復継続性」、「営利性又は対価性」、「独立性」及び「社会的客観性」を総合的に勘案
- **課税される事業は、法定70業種に限定**（地方税法において限定列举）

○ 認定業務

①**事業認定**：「反復継続性」「営利性又は対価性」「独立性」「社会的客観性」を個別に確認し、事業性の有無を判断

②**業種認定**：法定70業種に該当するかを各件別に判断

* 事業性・業種等が、所得税申告書で判断できないものは、納税者へ文書照会・電話聴取・現地調査等を実施

○ 課題

■ 課税の公平性

事業性は認められるが、該当する法定業種が規定されていないため課税されない業種がある（例：IT関連業）

■ 課税判断の困難性

個人の事業形態が多様化する中で、事業性の認定が困難となっている（例：ギグ・ワーカー）

- 個人事業税に関する東京都税制調査会の報告では、下記のとおり見直しの方向性を述べている。

平成29年度

- 個人事業税の課税対象事業については、地方税法及び同法施行令に 70 業種が限定列挙されている。近年は事業形態が著しく多様化しているが、平成 19 年度の改正以後、法定業種の見直しは行われていない。そのため、事業税の対象である事業性が認められるにも関わらず、法定業種に該当しないことから課税されない業種がある。また、個人の就業形態が多様化・複雑化する中で、課税対象事業の認定が困難な場合があり、都道府県間でその判断が異なるケースもある。
- 個人事業税における課税の公平性と納税者の税に対する信頼を確保するために、課税対象事業を限定列挙する現行の方式の見直し又は法定業種の速やかな追加を行うべきである。

令和 3 年度

- コロナ禍で、ビジネスや働き方の多様化が進むことにより、事業税の対象である「事業性」について、法と実態との乖離が拡大する懸念がある。
- 課税対象事業の限定列挙方式について、早急に、時代に即した見直しが図られるべきである。

令和 4 年度

- 既存の複雑な制度をそのままデジタル化するのではなく、個人事業税に係る「事業性」の判断基準を簡素化するなど制度そのものを見直すことにより、納税者にとって分かりやすく、かつ効率的な税務行政にも資するよう、真の意味での D X に取り組んでいくこと。
- 法定対象事業の限定列挙方式について、早急に、時代に即して見直しを行い、「事業性」の認定の仕組みを納税者に分かりやすく簡素化すべきである。

- 同様に、個人事業税について、全国知事会等においても、下記のとおり見直しの方向性が述べられている。

〈東京都〉国の施策及び予算に対する提案要求（令和6年6月）

- 課税の公平性を確保するため、個人事業税の課税対象事業を法令に限定列挙する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。
- それが実現されるまでの間、社会経済情勢の変化に速やかに対応し、新規業種を課税対象に随時追加すると共に、現行の法定業種についても、納税者にとってより分かり易く且つ税務行政の効率化に資するよう、早急に業種認定の具体的な基準を見直すこと。

〈九都県市〉地方分権改革の実現に向けた要求（令和6年5月）

- 個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列挙する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。
- また、限定列挙方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

〈全国知事会〉地方税財源の確保・充実等に関する提言（令和5年7月）

- 個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列挙方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討するべきである。

注 東京都主税局「令和7年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（主税局所管分抜粋）」（令和6年6月）より抜粋

注 九都県市首脳会議「地方分権改革の実現に向けた要求」（令和6年5月17日）より抜粋

注 全国知事会「令和6年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（令和5年7月26日）より抜粋

簡素化の方向性

- 業種の限定列举を廃止し、原則すべての事業を課税対象とする（なお、特段の配慮が必要な業種等は、国民的議論を経て、例外として、地方税法において非課税等の措置を検討する）。

→「業種認定」の廃止

- 事業性の認定については、所得税における事業所得・不動産所得の認定を準用する。

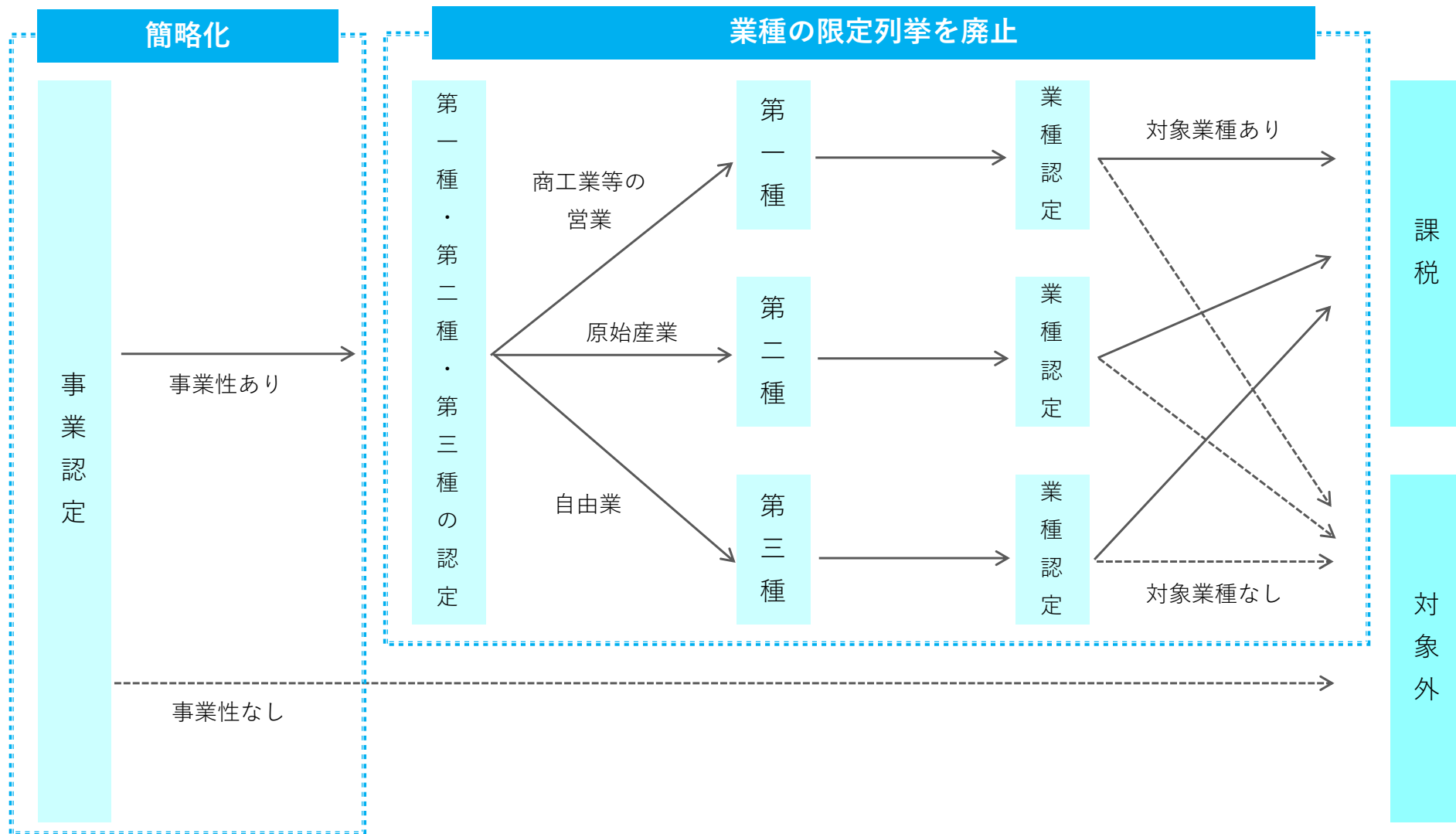
→「事業認定」は簡略化

この見直しは、簡素化に資するだけでなく、課税の公平性にも資する。

▶ 検討項目④の2

- 「業種認定」の廃止について、原則すべての事業を課税対象とすることをどう考えるか。
- 「事業認定」の簡略化について、所得税（事業所得・不動産所得）の認定を準用することをどう考えるか。
- 「業種認定」の廃止及び「事業認定」の簡略化に伴い、賦課課税方式から申告納付方式へ見直しを図ることは妥当か。

【個人事業税】 認定業務の流れ



□事業性の認定

反復継続性、営利性又は対価性、独立性及び社会的客観性を総合的に勘案して行う。

<最高裁判所昭和56年4月24日第二小法廷判決>

「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得とは雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう。」

【個人事業税】（参考）法定業種

区分	税率	事業の種類			
第1種事業 (37業種)	5%	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業
		保険業	船舶定係場業	飲食店業	商品取引業
		金銭貸付業	倉庫業	周旋業	不動産売買業
		物品貸付業	駐車場業	代理業	広告業
		不動産貸付業	請負業	仲立業	興信所業
		製造業	印刷業	問屋業	案内業
		電気供給業	出版業	両替業	冠婚葬祭業
		土石採取業	写真業	公衆浴場業（むし風呂等）	－
		電気通信事業	席貸業	演劇興行業	－
		運送業	旅館業	遊技場業	－
第2種事業 (3業種)	4%	畜産業	水産業	薪炭製造業	－
第3種事業 (30業種)	5%	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業（銭湯）
		歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業
		薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業
		獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業
		弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業
		司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業
		行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業
	3%	あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復 その他の医業に類する事業			装蹄師業

（地方税法第72条の49の17、都税条例第39条の3）

注 東京都主税局ホームページより抜粋

【個人事業税】（参考）事業の定義及び事業者の規模

	「事業」の定義	事業者の規模（全国）
個人事業税	資本を基礎として、利益を得る目的で継続的に行う行為の結合体及び一定の技能、知識に基づいて行う業務 （自治省府県税課税編「事業税逐条解説」（1995年）より抜粋）	R 4 年度の納税義務者数 （R 3 年分所得） 約119万人 （注 1）
所得税 （事業所得 + 不動産所得）	自己の計算と危険において営利を目的とし対価を得て継続的に行う経済活動 （金子宏「租税法〔第24版〕」より抜粋）	<u>300万円以上</u> の所得を有する者 （R 3 年分所得） ※個人事業税における事業主控除額は290万円 事業所得 約136万人 不動産所得 約74万人 合計 約210万人 （注 2）

注 1 総務省「令和 6 年度 地方税に関する参考計数資料」より作成

注 2 国税庁ホームページ「統計情報（令和 3 年 申告所得税）」より作成
 事業所得者数は、事業所得の金額が他の各種所得の金額の合計額より大きい者
 不動産所得者数は、事業所得以外のいずれの所得よりも不動産所得の金額が大きい者

【個人住民税】課税方式の見直し

■ 東京都税制調査会 個人住民税の現年課税化の在り方に関する分科会報告より (令和6年度第1回小委員会において報告)

簡素化の方向性

分科会が提案した共通システム方式（案3の③）を想定

- ・ データ連携による **ワンストップ** で簡便な申告を実現
- ・ 市町村による賦課課税から、**納税者主体の申告納付**へと転換

■ 共通システム方式（案3の③）の概要

- ・ システムと連携された所得情報等を活用し、納税者が簡便な方法で申告する制度
- ・ 事業者が所得税と住民税の源泉徴収を行うが、年末調整は不要
- ・ 事業者・市町村・納税者の間にシステムが介在し、納税額の過不足を精算

■ 行政側のメリット

- ・ 税額確定の主体が納税者となり、課税庁の税額確定事務が削減

■ 課題

- ・ ワンストップで簡便な方法であっても、確定申告が必須になることに対して、納税者の理解をどのように得るか

